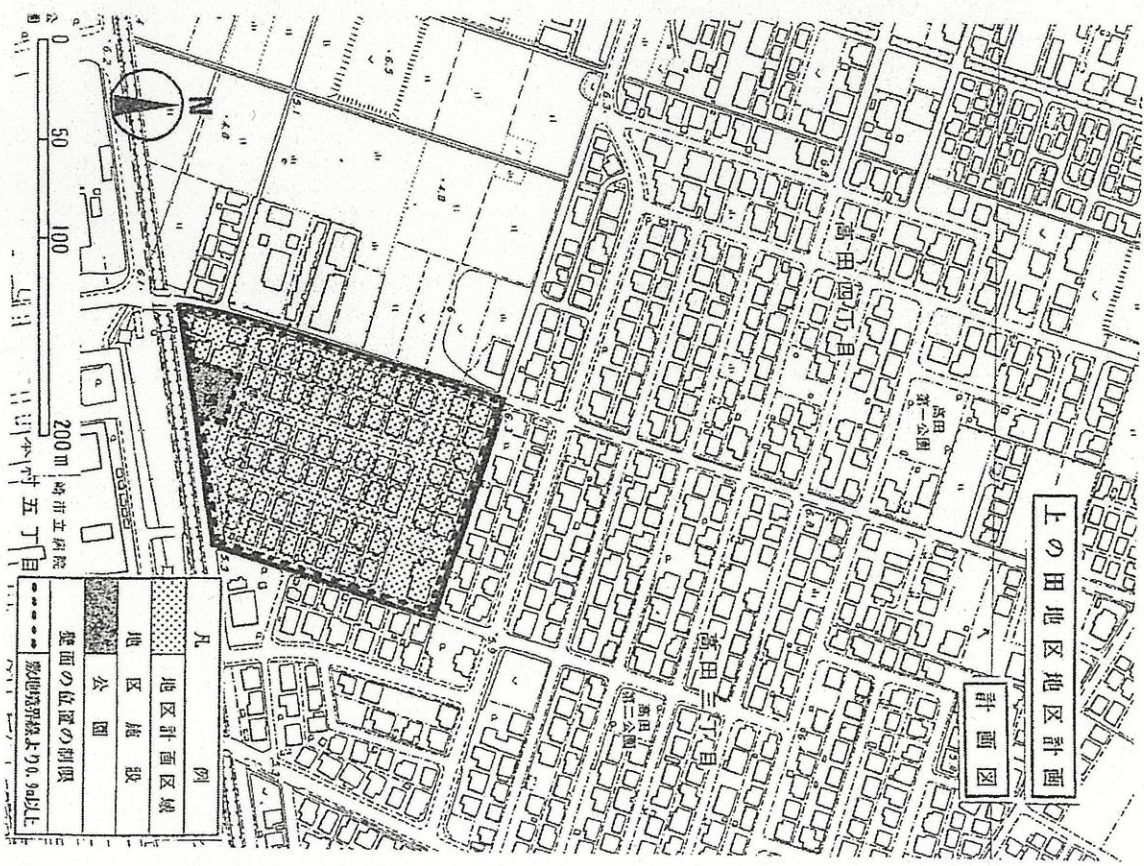


対 象 地 区	上の田地区地区整備計画区域
制 限 事 項	制 限 の 基 準
建築物の意匠の制限	建築物の外壁の色彩は、白、茶、緑、灰色、青を基調とした落ち着いた色合いのものとし、蛍光色等を用いてはならない。
かき又はさくの構造の制限	<p>ア 垣又はさくの構造は、次の各号のいずれかとする。ただし、門及び門の袖についてはこの限りでない。</p> <p>(ア) 生け垣又は竹垣</p> <p>(イ) ネットフェンス（パイプフェンスを含む。）又はネットフェンスと植栽を組み合わせたもの</p> <p>イ 垣又はさくの基礎としてブロック積み等（レンガ、石積みを含む。）を用いる場合は、敷地地盤面からの高さは0.4m以下とする。</p>



上の田地区地区整備計画 計画図